

# 東京都総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針における屋外広告物の設置に関する基準

制 定 平成 19 年 3 月 31 日  
18 都市建企第 616 号  
最終改正 平成 30 年 8 月 9 日  
30 都市建企第 266 号

## 第 1 目的

本基準は、東京都総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針（平成 22 年 8 月 31 日付 22 都市建企第 534 号。以下「高さ等誘導指針」という。）第 5 総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する屋外広告物及びその他これに類するものの設置に関する具体的な基準を定めるものである。

## 第 2 用語の定義

本基準において使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、東京都総合設計許可要綱（平成 22 年 4 月 21 日付 21 都市建企第 912 号。以下「許可要綱」という。）、高さ等誘導指針及び東京都景観計画（平成 30 年 8 月都市整備局改定）において使用する用語の例による。

## 第 3 屋外広告物を設置することができる計画建築物等の低層部の範囲

高さ等誘導指針に規定する屋外広告物及びその他これに類するものを設置することができる計画建築物等の低層部の範囲は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年条例第 100 号）、東京都景観計画に定める景観形成基準その他の規定により設置の制限を受ける場合を除き、計画建築物の地上 3 階までの部分又は地盤面から 10m 以下の部分とする。ただし、人工地盤やデッキが設置されている場合などは、周囲の状況により個別の判断ができるものとする。

## 第 4 計画建築物等の低層部以外に屋外広告物を設置する場合の基準

高さ等誘導指針第 5 総合設計制度における屋外広告物及びその他これに類するものの誘導に規定する原則を適用せずに、計画建築物等の低層部以外の場所に屋外広告物及びその他これに類するものを設置する場合は、当該屋外広告物及びその他これに類するものは、表 1 に定める基準に適合するものでなければならない。

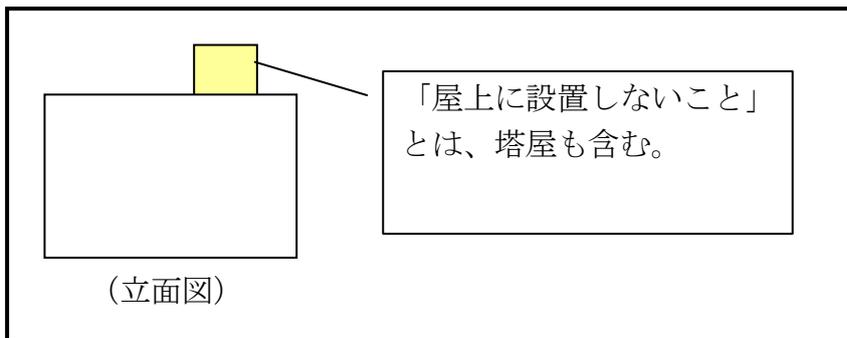
表 1

設置可能な屋外広告物の種類	設 置 基 準
ビルの名称、店名又は商標を表示するもの	(1) 屋上に設置しないこと。 (2) 不快なまぶしさを生じさせないように、周辺環境に応じて適切な輝度を設定すること。 (3) 光源を使用する場合は、間接照明（白色の光源を

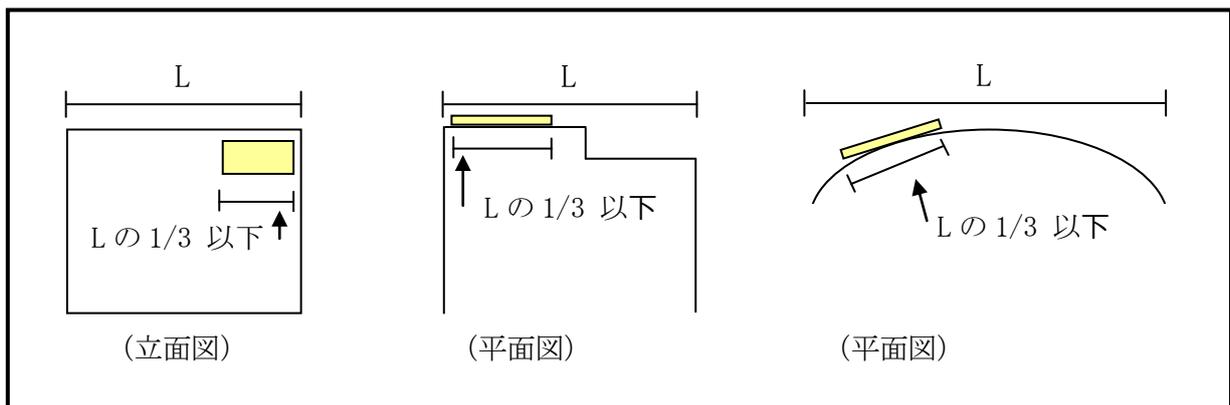
	<p>用いた内照式のものを含む。)とすること。ただし、光源が点滅しないものとする。</p> <p>(4) 壁面を使って投射するものではないこと</p> <p>(5) 文字や商標の大きさについては、次のとおりであること。</p> <p>ア 高さ：最大部分が3mを超えないこと。</p> <p>イ 長さ：表示する壁面の幅の概ね1/3以下とすること。</p> <p>(6) (3)から(5)については、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 色彩は単色（縦3m×横3m以内の商標を除く。）で、外壁と調和した色合いであること。</p>
--	--

(備考)

(設置基準(1)の参考図)



(設置基準(5)イの参考図)



附則(平成19年3月31日付18都市建企第616号)

1 本基準は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成22年8月31日付22都市建企第533号)

1 改正後の本基準は、平成22年9月1日(第3項において「適用日」という。)以降の総合設計許可に適用する。

2 前項の規定に係わらず、許可要綱附則第4項に規定する計画中の建築物について同項

の許可期限までに許可する場合は、改正前の本基準を適用する。

- 3 適用日において既に許可を受けている建築物及び前項の規定に基づき許可を受ける建築物について増改築等を行う場合は、改正後の本基準は適用しない。ただし、別棟を増築する場合又は増築等で既存建築物に新たに設置する場合は、当該棟について改正後の本基準を適用する。

**附則（平成 30 年 8 月 9 日付 30 都市建企第 266 号）**

- 1 改正後の本基準は、平成 30 年 8 月 9 日以降の総合設計許可に適用する。